

○総務省令第七十一号

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

総務大臣 山本 早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五号中「別表第五号（注）九」を「別表第五号（注）十」に改める。

第七十条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項ただし書中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送」に改め、「場合」の下に「、第十二号に掲げる事項については超高精細度テレビジョン放送に係る試験放送を行う場合であつて、二以上の者により一の周波数を一定時間ずつ使用するとき」を加え、同項に次の一号を加える。

十二 放送時間帯

第二百二十五条第六項中「、試験放送」を「及び試験放送」に改め、「及び衛星試験放送（同号(4)の衛星試験放送をいう。）」を削る。

別表第五号の第五号(4)中イをウとし、アをイとし、同号(4)にアとして次のように加える。

ア 超高精細度テレビジョン放送

別表第五号の第七号中(6)を削り、(7)を(6)とし、同表の第九号(4)を削り、同表中注十二を削り、注十一を注十二とし、注三から注十までを一ずつ繰り下げ、注二の次に次のように加える。

三 この表において、「超高精細度テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の三の二に規定する超高精細度テレビジョン放送をいう。

別表第六の二号注4(1)中「広帯域伝送方式等」を「広帯域伝送方式」に、「以外のものの放送」を「以外のもの」に改め、同注4(2)中「以外のものの放送」を「以外のもの」に改め、同注4に次のように加える。

(3) 高度広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 11.72748GHz

伝送方式 高度広帯域伝送方式

テレビジョン放送 (他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記
。)

シンボル数 11.2520Mbaud (補完放送 (音声) を含む。※)

スロット数 40スロット

変調方式 16A P S K

誤り訂正率 7 / 9

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 順次 / 2160本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 3840画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 60 / 1.001Hz

符号化された映像信号のフレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 2160画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを

行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数（当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数）を明記すること。

(4) (3)の記載によるほか、超高精細度テレビジョン放送の試験放送を行う場合であつて、申請者と申請者以外の者により、一の周波数を一定時間ずつ使用するときには、次のように記載すること。

(記載例) 放送時間帯として希望する時間帯

- (月) 10時～22時
- (火) 10時～22時
- (水) 10時～22時
- (木) 10時～22時
- (金) 10時～22時
- (土) 10時～22時
- (日) 10時～22時

ただし、災害放送その他番組編成上のやむを得ない理由により、上記開始の時刻又は終了の時刻を変更して放送することがある。

別表第六の二号注5(4)中「ヨまで」を「オまで」に改め、エをオとし、ウをエとし、回(4)イ中「場合であつて」を「場合は」に改め、回イを回(4)ウとし、回(4)アの次に次のように加える。

イ 超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送（当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合

別表第七の一号注2(6)中「ヨまで」を「オまで」に改める。

別表第七の二号の表を次のように改める。

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 3分の1を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項

長

辺

- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
- (14) 試験の方法及び具体的計画
- (15) 将来の事業予定
- (16) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番によること。)

別表第七の二号注1の表を次のように改める。

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定の申請の場合	(1) (注1)	(注1) 協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。
	(2) (注2) (注3)	(注2) 協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(3) (注2) (注3)	(注3) 学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(4) (注2) (注3) (注4)	(注4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(5) (注2) (注3) (注4)	(注5) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務
	(6) (注2)	
	(7) (注3) (注4) (注5)	
	(8) (注4) (注5)	
	(9)	
	(10) (注3) (注4) (注5)	

	<p>(11) (注 4) (注 6)</p> <p>(12) (注 3)</p> <p>(13) (注 7)</p> <p>(14) (注 8)</p> <p>(15) (注 2) (注 3) (注 4)</p> <p>(16) (注 2) (注 3) (注 4)</p>	<p>省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注 6) 学園の基幹放送の業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。</p> <p>(注 7) 衛星基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。</p>
<p>2 認定の変 更の申請の 場合</p>	<p>(1) (注 1) (注 9)</p> <p>(2) (注 2) (注 3) (注 9)</p> <p>(3) (注 2) (注 3) (注 9)</p> <p>(4) (注 2) (注 3) (注 4)</p> <p>(注 9)</p> <p>(5) (注 2) (注 3) (注 4)</p>	<p>(注 8) 基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。</p> <p>(注 9) 当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。</p>

	(注 9)	
(6)	(注 2) (注 9)	
(7)	(注 3) (注 4) (注 5)	
	(注 9)	
(8)	(注 4) (注 5) (注 9)	
(9)	(注 9)	
(10)	(注 3) (注 4) (注 5)	
	(注 9)	
(11)	(注 4) (注 6)	
(12)	(注 3)	
(13)	(注 7)	
(14)	(注 8)	

	(15) (注 2) (注 3) (注 4) (注 9) (16) (注 2) (注 3) (注 4) (注 9)	
3 認定の更 新の申請の 場合	(1) (注 1) (3) (注 2) (注 3) (4) (注 2) (注 3) (5) (注 2) (注 3) (6) (注 2)	

別表第七の二号注2(14)中「別紙(14)」を「別紙(16)」に改める。

別表第六十一号(1)ア注2中「二以上の基幹放送事業者をその子会社」を「一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。